

国民の司法への関わり方とは

～裁判員制度の考察を通して～

（目次）

1. はじめに
2. 国民の司法参加
3. 裁判員制度の概要
4. 現状と問題点
5. 他の制度
6. 論点
7. 参考文献

1. はじめに

去る 6 月 29 日、私が新人弁論大会に出場した際のテーマは「司法」であった。「正義の天秤を担う者」の演題のもと、私は国民の司法への関わり方を問う弁論を行った。当弁論ではその関わり方を「再審請求」や「国民審査」に求めたが、方法は何もそれだけではない。2009 年より開始された「裁判員制度」もその一つである。しかし、両者には決定的な相違がある。それは「当事者性の有無」である。前者特に再審請求は当事者性が極めて強いものに対して、後者は一定の該当者を強制徴集する制度であるからだ。したがって、我々の大多数は司法との間で、後者の様な制度的な関わり方をする可能性の方が高いと言える。現に、裁判員は原則「衆議院選挙の選挙権を有するもの」すなわち 20 歳以上の者になることとなっており（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第 13 条）、大学在学中に裁判員に選ばれる可能性は否定できない（もっとも、学生は辞退することも可能である）。

そこで今回は、我が国で採用されている裁判員制度について考察した上で、我々がどのように司法と向き合っていくべきかについて議論を求めたいと思う。

2. 国民の司法参加

「国民の司法参加」の概念は、近代民主主義の要請により生じた。イギリスではピューリタン革命、アメリカでは独立戦争期に国民の司法参加制度が確立した。特に英米においては、司法に参加することは国民に与えられた基本的人権の一つであるとされているのだ。この概念の背景には、「民衆が見張っていないと、国家権力は何をするか分からない」といった歴史に裏付けられた権力への不信感がある。しかし、日本に目を向けてみると、日本には革命と言える運動が存在しなかった。したがって、自らの権利を自ら管理するという意識が諸外国と比べ低いといえる。大正デモクラシー期に成立した陪審法も、民衆が勝ち取ったというよりも政治的色合いが強いものであった。また、日本人の国民性として、「他人の目を気にする」「権威に弱く従順」といった点が広く一般に当てはまることから、日本に国民の司法参加制度がなじまないのではないかという意見もある。

以上のことから、民主主義国家の理念の一つとして、国民が司法に参加することが求められている、という点を押さえた上で、果たして日本もそれを行うに足る土壌を備えているかということを考えていく必要があるといえる。

3. 裁判員制度の概要

冒頭で述べた通り、裁判員制度とは、有権者から無作為に選ばれた裁判員が裁判官とともに審理に参加する我が国の司法制度である。2004年5月21日、小泉内閣下で発足した司法改革推進本部が国会に提出した「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（通称「裁判員法」）」が成立したことにより規定がなされ、5年後の2009年5月21日に正式に施行された。（初公判は同年8月3日の東京地裁における公判）以下、同制度の内容を数点の項目に分け説明する。

3-1 裁判員制度の意義・沿革

3-1-1 意義

近代民主主義国家が成立して以降、国民が司法に参加し、国民主権を実現するための制度的基盤が設けられるようになり、日本もこの潮流に乗っていった。（当時は陪審制を採用も、戦時中に廃止）戦後の司法制度改革の中でも当然国民の司法参加を促す制度作りが行われた。

裁判員制度を規定する裁判員法の趣旨「国民の中から専任された裁判員が裁判官と共に刑事手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資することにかんがみ・・・」の一節は上記の理念に合致するもの

である。

3-1-2 沿革

上記の通り、戦前我が国は陪審制を採用していたが、戦時中に廃止されてしまった。戦後、GHQ 主導の司法制度改革で陪審制の復活が議論されたが実現には至らず、しばらく国民の司法参加のための制度が存在しない時期が続いた。

しかし 1980 年代ごろから、書面中心の審理や時間のかかる裁判の常態化、裁判そもそもの形骸化が多数指摘されるようになった。 全国組織「陪審裁判を考える会」や市民団体「新潟陪審友の会」「埼玉陪審フォーラム」らが結成され、活発な活動を展開した。弁護士会や大学よる「模擬陪審劇」の上演も実施され、市民への啓蒙活動も行われた。

このような種々の活動が展開される中、1999 年 7 月に「司法制度改革審議会」が設置された。同審議会では、国民の司法参加のための制度として、陪審制でも参審制でもない日本独自の制度を導入すべきとの提言を行った。導入過程では、裁判官・裁判員の人数をどうするかで議論が繰り返されたが、結局裁判官 3 名、裁判員 6 名（裁判官 1 名、裁判員 4 名の場合もあり）による合議体が構成される与党案が成立した。法案は 2004 年 5 月 21 日、5 年後の 2009 年 5 月 21 日の施行を期して成立した。

3-2 裁判員の資格・選定手続

3-2-1 資格

裁判員は、衆議院議員の選挙権を有する者のうち、裁判員法第 14 条（欠格事由）、第 15 条（就職禁止事由）、第 17 条（事件に関連する不適格事由）、第 18 条（その他の不適格事由）に該当しない者がその資格を持つ。ただし、有資格者であっても、同法第 16 条に該当するものは裁判員になることを辞退できる。第 14 条の欠格事由は義務教育を修了しない者、第 15 条は国会議員や法曹、第 17 条は事件の当事者（被告人や被害者）第 16 条は 70 歳以上の者や学生などが該当する。

3-2-2 選定手続

毎年 9 月 1 日までに各地の地方裁判所は、翌年の裁判員裁判に必要な候補者数を割り出し、管内の市町村に候補者の人数を割り当てる。それに基づき各市町村の選挙管理委員会は、割り当て人数を選挙人名簿に登録されているものの中からくじ引きで選び、その者のデータを乗せた「裁判員候補予定者名簿」を作成し、地方裁判所に送付する。地方裁判所は、それをもとに「裁判員候補者名簿」を作成し、記載されたものに通知書を郵送する（全国平均で約 330 人に 1

人の確率で選ばれる)。対象事件ごとに、地方裁判所は「裁判員候補者名簿」の中から、さらに呼び出す候補者をくじで選定する。ここで選定された者は、「質問票」と「呼出状」が自宅に送付される。その後、呼び出された候補者は質問票の記載内容や裁判官らとの面談において問題がないと判断された場合、正式に裁判員に選任される。(実際に裁判員に選ばれるのは 5000 人に 1 人程度の確率) (資料 1 参照)

3-3 裁判員の職務内容と裁判員裁判

3-3-1 職務内容

裁判員の主な権限は、「事実の認定」「法令の適用」「刑の量定」である。「法令の解釈に係わる判断」「訴訟手続に関する判断」等は裁判官との合議によって行うこととなっているが、裁判員法第 8 条には、「裁判員は、独立してその職権を行う」と定められており、建前上は裁判官と対等である。

3-3-2 裁判員裁判

裁判員裁判の対象となる事件は、「死刑又は無期懲役若しくは禁錮にあたる罪」「故意の犯罪行為によって被害者を死亡させた罪」等である。殺人や強盗致死、強姦致死傷等が該当する。いずれも重大な犯罪で国民の関心が高く、社会的影響も大きい事件が対象とされている。 (資料 2 参照)

4. 現状と問題点

4-1 現状

2009 年に制度が施行されて以来、6649 人が裁判員裁判において訴訟を受け、うち 5784 人は判決が確定している。(2013 年 9 月末時点) 毎年 1000~1500 件程度の裁判が行われている。また、裁判員として選ばれる国民の意識に関しては、最高裁実施の「裁判員制度の運用に関する意識調査」によれば、「参加したい」「参加してもよい」という積極的な回答は約 15%にとどまり、一方、「あまり参加したくないが、義務であれば参加せざるを得ない」「義務であっても参加したくない」という消極的な回答が約 83%と、そのほとんどを占める結果となっている。(資料 3 参照)

4-2 問題点

裁判員制度が抱える問題点を下に挙げる。

- ①裁判員と裁判官の立場が事実上対等でないこと
- ②控訴審に裁判員が関与できないこと の 2 点である。

4-2-1 裁判員と裁判官の立場が事実上対等ではないこと

2-3-1 で裁判員の職務内容に触れた際、裁判員と裁判官は「建前上」対等であると言った。すなわち、現実是对等ではないのである。裁判員裁判における評決の際、裁判官 3 名と裁判員 6 名は合議を行い決定を下すが、評決に必要な過半数 5 名のうち賛成する裁判官が 1 人もいなければ不成立となってしまうのである。つまり、裁判員 6 名のうち 5 名すなわち過半数の支持を得た意見も、裁判官が一人も支持しなければ通らないということだ。このことは、他国の類似制度と比べても珍しいものである。フランスやドイツ、イタリアなど参審制を採用している国では、特別な場合を除き多数決の原理に従っている。また、陪審制を採用するアメリカなどの国では、そもそも裁判官が市民に対して本質的に優越していることを鑑みて、裁判官と陪審員が別々の法的問題を扱うこととしている。以上のことから考えると、我が国における裁判員の地位は裁判官と必ずしも対等ではないといえる。

4-2-2 控訴審に裁判員が関与できないこと

控訴とは、第一審の判決に不服がある場合に上級裁判所に不服申し立てをすることであり、その申し立てにより行われる審理を控訴審という。裁判員裁判で控訴が行われた際、その控訴審は裁判官のみが行うことになっており、裁判員は一切関与できない。つまり、裁判員裁判で出した判決が簡単にひっくり返すことのできる仕組みとなっているということだ。

なぜ、同じ事件なのに控訴審では一般市民の常識が不要となってしまうのか、という理屈では説明のつかない問題が残ってしまうのだ。諸外国の制度と比較しても、ドイツやイタリアでは参審員が控訴審も参加することができるのに対して、日本の裁判員は裁判に与えうる影響力が著しく弱いと言わざるを得ない。

5. 他の制度

市民が司法へ参加する制度には、大きく分けて「陪審制」と「参審制」の 2 つがある。(資料 4 参照)

5-1 陪審制

陪審制とは、アメリカやイギリス等の英米法諸国で採用されており、犯罪事実の認定（有罪か無罪か）を陪審員が、法解釈や量刑判断を裁判官が行うものである。陪審員は事件ごとに選出される。法的な判断を法律のプロである裁判官のみが、そうでない部分は市民選出の陪審員のみが判断することで、市民の感覚が直に反映される場面が設けられている。

5-2 参審制

参審制は、ドイツやフランス、イタリア等の大陸法諸国で採用されており、参審員が裁判官と合議体を形成し、犯罪事実の認定・法解釈及び量刑判断を行うものである。参審員は任期制で選ばれる点が特色である。参審制は基本的に控訴審も対象にしていることから、一連の裁判に市民感覚を反映させることが出来る。

6. 論点

「日本において市民が司法に参加する制度は必要か？」

(「必要」の場合) → その制度として、現在行われている裁判員制度は適切と考えるか？それとも他の制度の方が良いと考えるか？

(「不必要」の場合) → それはなぜか？民主主義国家の理念と照らし合わせた上で適切と言えるか？

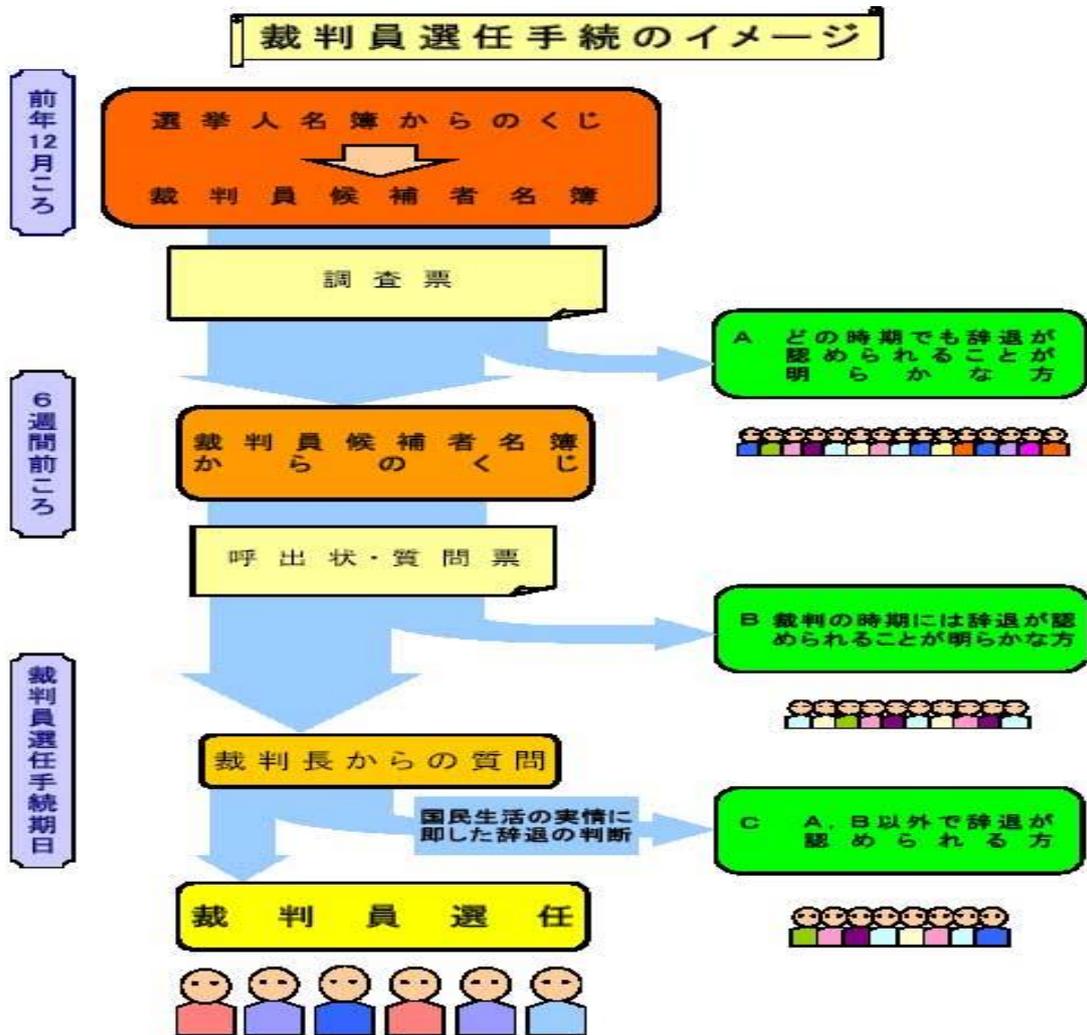
7. 参考文献

なまざこしいつひろ
鯨越 溢弘 『裁判員制度と国民の司法参加 刑事司法の大転換への道』現代人文社 2004年

としき
小田中 聰樹 『裁判員制度を批判する』花伝社 2008年

土本武司 裁判員制度を研究する会 『裁判員ハンドブック 実践！犯罪別審理シミュレーション付』2009年

資料1 裁判員の選任過程(最高裁判所ホームページより)



資料 2 裁判員裁判の対象事件(最高裁判所 裁判員制度の実施状況についてより)

表 1 罪名別の新受人員の推移

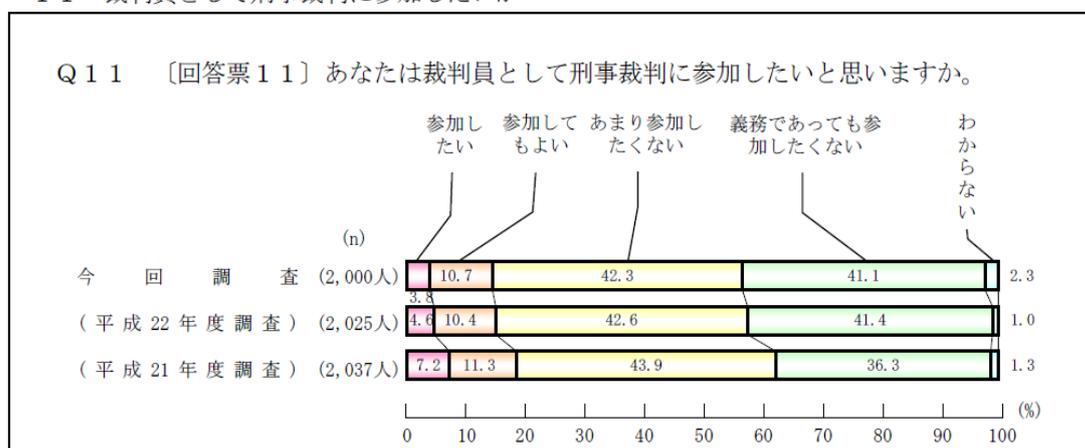
	累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年 (9月末)
総数	7,293	1,196	1,797	1,785	1,457	1,058
強盗致傷	1,760	295	468	411	329	257
殺人	1,518	270	350	371	313	214
現住建造物等放火	677	98	179	167	128	105
傷害致死	635	70	141	169	146	109
覚せい剤取締法違反	587	90	153	173	105	66
(準)強姦致死傷	532	88	111	137	124	72
(準)強制わいせつ致死傷	475	58	105	105	109	98
強盗強姦	343	61	99	83	59	41
強盗致死(強盗殺人)	196	51	43	37	37	28
偽造通貨行使	170	34	60	30	34	12
危険運転致死	92	13	17	20	27	15
通貨偽造	79	14	18	20	19	8
逮捕監禁致死	48	4	18	21	1	4
集団(準)強姦致死傷	45	13	2	17	6	7
保護責任者遺棄致死	35	7	9	12	4	3
銃砲刀剣類所持等取締法違反	35	13	5	3	4	10
組織的犯罪処罰法違反	14	6	5	-	-	3
爆発物取締罰則違反	13	6	-	-	5	2
麻薬特例法違反	12	1	5	3	2	1
麻薬及び向精神薬取締法違反	9	1	3	1	2	2
身代金拐取	4	-	3	-	1	-
その他	14	3	3	5	2	1

資料 3-1 裁判員制度施行以後 5 年間に於ける新受人・終局人数の経過(最高裁判所 裁判員制度の実施状況についてより)

	累計			平成21年			平成22年			平成23年			平成24年			平成25年(9月末)		
	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済
総数	6,649	5,784	865	1,142	148	994	1,591	1,530	1,055	1,624	1,568	1,111	1,346	1,526	931	946	1,012	865

資料 3-2 国民の裁判員制度参加に関する意識調査結果(裁判員制度の運用に関する意識調査 H23 より)

1 1 裁判員として刑事裁判に参加したいか



裁判員として刑事裁判に参加したいかどうかについては、「参加したい」が 3.8%、「参加してもよい」が 10.7%、「あまり参加したくないが、義務であれば参加せざるを得ない」が 42.3%、「義務であっても参加したくない」が 41.1%である。

資料 4 裁判員制度・陪審制・参審制の比較(最高裁判所 国民が刑事裁判に参加する国の制度より)

国民が刑事裁判に参加する主な国の制度について

	日本 (裁判員)	アメリカ (陪審)	フランス (参審)	イタリア (参審)	ドイツ (参審)
対象事件 (刑事事件について)	地方裁判所で審理する死刑又は無期の懲役もしくは禁固にあたる罪にかかる事件	一定の軽微な犯罪を除き、被告人が否認している事件で陪審裁判を選択した場合	一定の重大犯罪(被告人の認否を問わず、被告人による選択は認めない。)	一定の重大犯罪(被告人の認否を問わず、被告人による選択は認めない。)	軽微な犯罪を除き、原則としてすべての事件(被告人の認否を問わず、被告人による選択は認めない。)
構成	○裁判官 3 名 ○裁判員 6 名	○裁判官 1 名 ○陪審員 12 名	○裁判官 3 名 ○参審員 9 名	○裁判官 2 名 ○参審員 6 名	地方裁判所 ○裁判官 3 名 ○参審員 2 名 区裁判所 ○裁判官 1 名 ○参審員 2 名
選任方法	衆議院議員の選挙人名簿から無作為抽出された候補者の中から、裁判所での選任手続を経て選任される。	選挙人名簿等により無作為抽出された候補者の中から、当事者が質問手続(含、理由なし忌避)により選出。	選挙人名簿に基づき抽選で参審員候補者の開廷期名簿を作成。候補者は開廷期間中の出頭を義務付けられる。具体的な事件の参審員は、事件ごとに、理由なしの忌避手続等を経た上で、開廷期名簿から抽選で選出される。	各自治体が 2 年おきに作成する候補者名簿(無作為抽出された者に、少数の希望者を登載)の中から各開廷期ごとに無作為抽出。任期中に開始されるすべての事件の審理に当たる。	市町村が作成した候補者名簿に基づき、区裁判所の選考委員会が選任。
任期	事件ごと	事件ごと	開廷期(数週間)	3 か月間	5 年間
評決方法	多数決 ただし、裁判官、裁判員のそれぞれ 1 人以上の賛成が必要	全員一致が必要	被告人に不利益な判断をするためには、裁判官と参審員を合わせた 3 分の 2 以上の特別多数決。	有罪無罪については多数決で決する。量刑については過半数になるまで最も重い意見の数を順次軽い意見の数に加えて決める。	被告人に不利益な判断をするためには、裁判官と参審員を合わせた 3 分の 2 以上の特別多数決。
評議・権限	裁判官と裁判員は、共に評議し、有罪・無罪の決定及び量刑を行う。	陪審員のみで評議し、有罪・無罪の評決を行う。	裁判官と参審員は、共に評議し、有罪・無罪の決定及び量刑を行う。	裁判官と参審員は、共に評議し、有罪・無罪の決定及び量刑を行う。	裁判官と参審員は、共に評議し、有罪・無罪の決定及び量刑を行う。